

参考別表第1 (3の(1)関係)

適用除外事業

関係課	適用除外事業
農業経営課 農村整備課 農地整備課	土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項に規定する土地改良事業のうち、次に掲げる事業として行われる事業 ① ほ場整備事業その他農用地を改良するための事業 ② 農道整備事業（路線の新設に係る事業を除く。）
森林整備課	森林法（昭和26年法律第249号）に基づく林道改良事業として行われる事業
道路維持課	道路法（昭和27年法律第180号）に基づく道路事業（次に掲げる事業を除く。）として行われる事業 ① 道路の新設に係る事業 ② 道路改良事業のうちバイパスを伴う事業で、バイパスの最長区間の延長（トンネル又は橋梁に係る部分を除く。）が1キロメートル以上のもの
河川課	河川法（昭和39年法律第167号）に基づく河川改修事業（河川の新設に係る事業を除く。）として行われる事業
都市計画課	都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第15項に規定する都市計画事業のうち、街路事業（次に掲げる事業を除く。）として行われる事業 ① 街路の新設に係る事業 ② 街路改良事業のうちバイパスを伴う事業で、バイパスの最長区間の延長（トンネル又は橋梁に係る部分を除く。）が1キロメートル以上のもの
下水道推進課	下水道法（昭和33年法律第79号）に基づく下水道事業（終末処理場に係る事業を除く。）として行われる事業
本庁各課	法律に基づき、砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域その他の区域において、当該区域の災害を防止するための保全工事として行われる事業

参考別表第2（4の(3)関係）

本庁関係課との調整を要する事項

関係課	調整を要する事項
交通対策課	交通安全対策に関する事項（地区調整会議の構成員として警察署長が定められている場合を除く。）
自然環境課	1 自然保護に関する事項 2 自然公園法（昭和32年法律第161号）及び島根県立自然公園条例（昭和36年島根県条例第11号）に関する事項
企業立地課	農村地域工業導入促進法（昭和46年法律第112号）に関する事項
水産課	漁業との調整に関する事項（隠岐支庁水産局、松江水産事務所又は浜田水産事務所において調整を行う場合を除く。）
河川課	1 採石法（昭和25年法律第291号）に関する事項 2 砂利採取法（昭和43年法律第74号）に関する事項 （隠岐支庁県土整備局、各県土整備事務所において調整を行う場合を除く。）
文化財課	文化財保護に関する事項
本庁各課	1 関係する地方機関がない事務に関する事項 2 地方機関において所掌しない事務に関する事項

参考様式第1号（3の(1)関係）

適用除外（1号該当）事業協議書

年 月 日

島根県知事 殿

公共団体等 事務所の所在地
名 称

印

下記の事業を公共事業等に関する連絡調整要綱第3条第1項第1号の規定に該当する事業としたいので協議します。

記

1	事業名	
2 事業 の 概 要	(1)事業の実施主体	
	(2)事業の内容	
	(3)事業の規模	
	(4)年間の事業実施 件数	
3	適用除外としたい 理由	

参考様式第2号（3の(3)関係）

適用除外（3号該当）事業協議書

年 月 日

島根県知事 殿

公共団体等 事務所の所在地
名 称

印

下記の事業を公共事業等に関する連絡調整要綱第3条第1項第3号の規定に該当する事業として施行したいので協議します。

記

1	事業名	
2 事業 の 内 容	(1)事業の施行地	
	(2)施行区域の面積	
	(3)事業の施工期間	
	(4)その他参考事項	
3 事業 実 施 に 係 る 調 整	(1)調整の方法	
	(2)調整の内容	

参考様式第3号（4の(3)及び(4)関係）

連絡調整通知書

年 月 日

様

島根県知事 印

年 月 日付け 第 号で依頼のあった 事業について
連絡調整した結果は下記のとおりですので公共事業等に関する連絡調整要綱第5条の規定により通知します。

記

項	目	留 意 事 項	担当機関
(I)	関に 係基 諸づ 法く 令手 続		
(II)	事特 業に 実留 施意 にす 当べ たき つ事 て項		
(III)	その他参考事項		

連絡調整に関する意見書

年 月 日

島根県知事様

土木部用地対策課長

公共事業等に関する連絡調整要綱第4条第2項の規定に基づき、連絡調整に関する意見を下記のとおり提出します。
記

1 公共事業等の 名称		2 公共団体等の 名称	
3 土地に 関す る項	(1) 地域区分		
	(2) 土地に関する 規制・制限等		
4 事業 実施 上の 問題 点等	(1) 農林水産業等 に及ぼす影響		
	(2) 自然環境・生活 環境に及ぼす影響		
	(3) 災害・公害等の 問題点		
	(4) その他参考事項		
5 事業 実施 に必 要な 許認 可等 の手 続等	(1) 許認可等の手続		
	(2) 許認可等に 係る問題点		